

利用者がメリットを実感できる成年後見制度にするために ～診断書書式の改定と「本人情報シート」の導入～

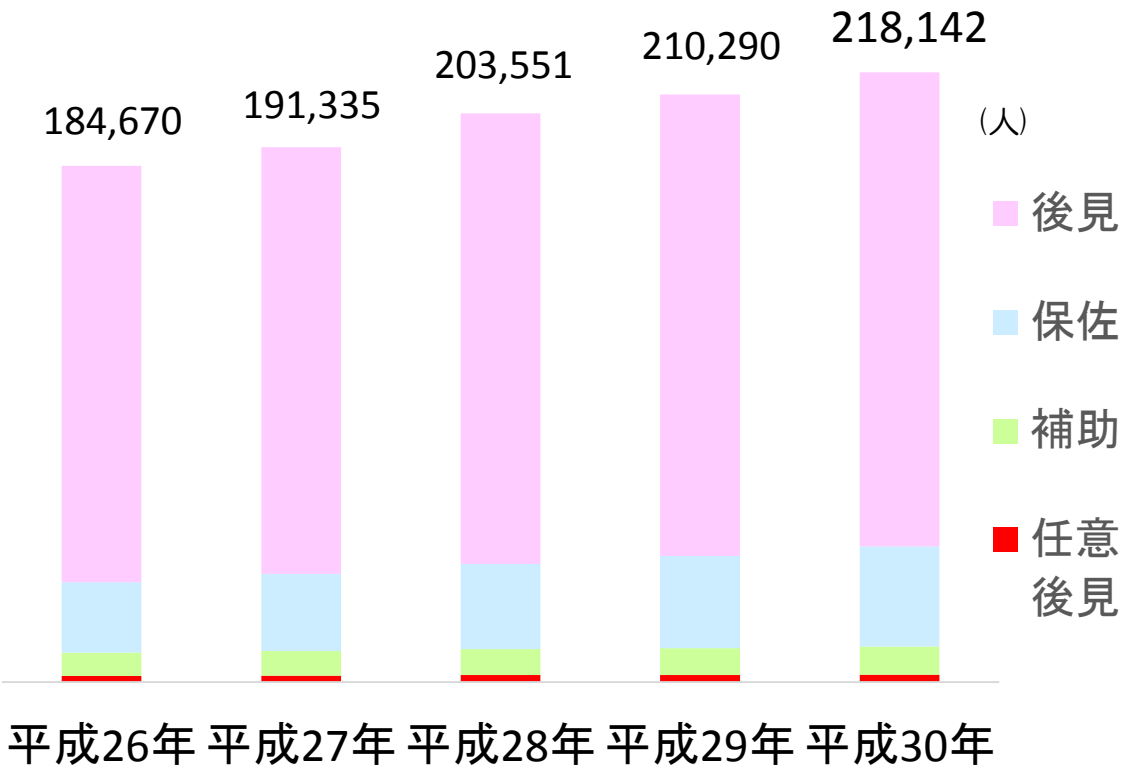
1 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、^{せいねんこうけんせいど}認知症、知的障害などの理由で判断能力が十分ではないご本人について、ご本人の権利を守る援助者（後見人等）を選び、ご本人を法律的に支援する制度です。このうち、^{ほうていこうけんせいど}法定後見制度は、ご本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、^{ほじょ}成年後見人等が選ばれる制度です。法定後見制度には、^{ほさ}補助、^{こうけん}保佐、後見の3つの制度があり、ご本人の判断能力に応じて対応ができます。そして、ご本人の判断能力の程度の確認のための重要な資料として診断書が活用されています。

法定後見制度の3種類

	^{ほじょ} 補助	^{ほさ} 保佐	^{こうけん} 後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為	申立てにより裁判所が定める特定の法律行為	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める特定の法律行為	日常生活に関する行為以外の法律行為
成年後見人等が代理することができる行為	申立てにより裁判所が定める特定の法律行為	申立てにより裁判所が定める特定の法律行為	原則としてすべての法律行為

2 成年後見制度の利用者数



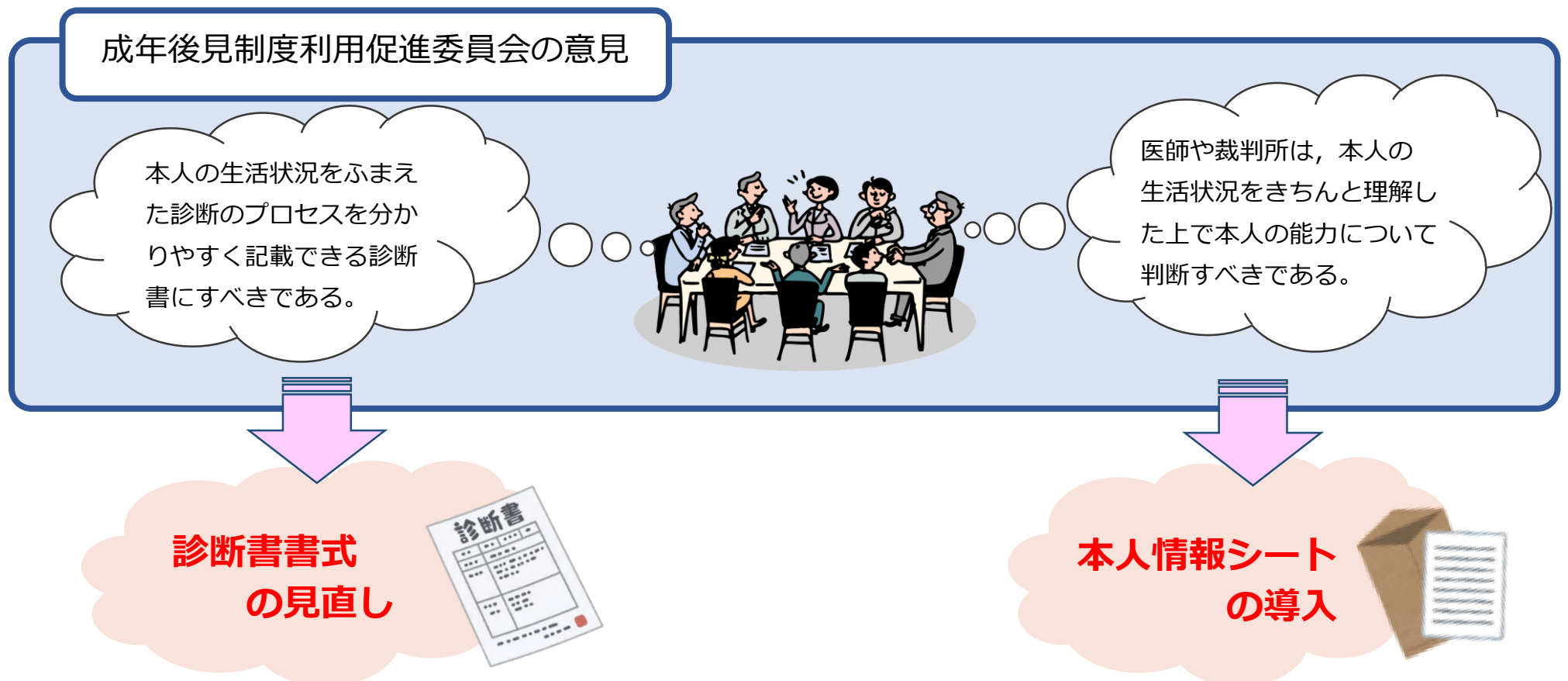
高齢者人口の増加に伴って、成年後見制度の利用者数は年々増加し、平成30年12月末時点で約22万人弱です。

利用者のうち、「後見」の割合が全体の80%を占めており、社会生活上の大きな支障が生じない限り、制度が利用されていないことがうかがわれます。

※各年の12月末日時点の利用者数です。

3 成年後見制度利用促進基本計画の内容

平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画では、補助・保佐・後見^{ほじょ ほさ こうけん}の判別がより適切に行われるよう、ご本人の生活状況等に関する十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われることが望ましいとされ、そのために、ご本人の状況を医師に的確に伝えるための方策や、医師が記載する診断書の在り方について検討することが求められています。そこで、裁判所は、関係府省と連携し、診断書の見直し等に取り組みました。



4 診断書書式の改定

財産管理能力の確認に偏り過ぎていた判断能力の意見欄の記載を見直し、本人の意思決定を支援するという考え方を踏まえ、「（支援を受ければ）契約等の意味・内容を理解・判断できるか」とのよりの的確な表現にしました。また、判定の根拠を具体的に記載する欄を設けました。これらの改定により、判断能力の程度を一層的確に確認できます。

今までの書式

- ☐ 自己の財産を管理・処分することができない。
- ☐ 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- ☐ 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- ☐ 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

重

軽

チェックボックスの順番を、障害の程度の軽いものから重いものへと変更しました。

新しい書式

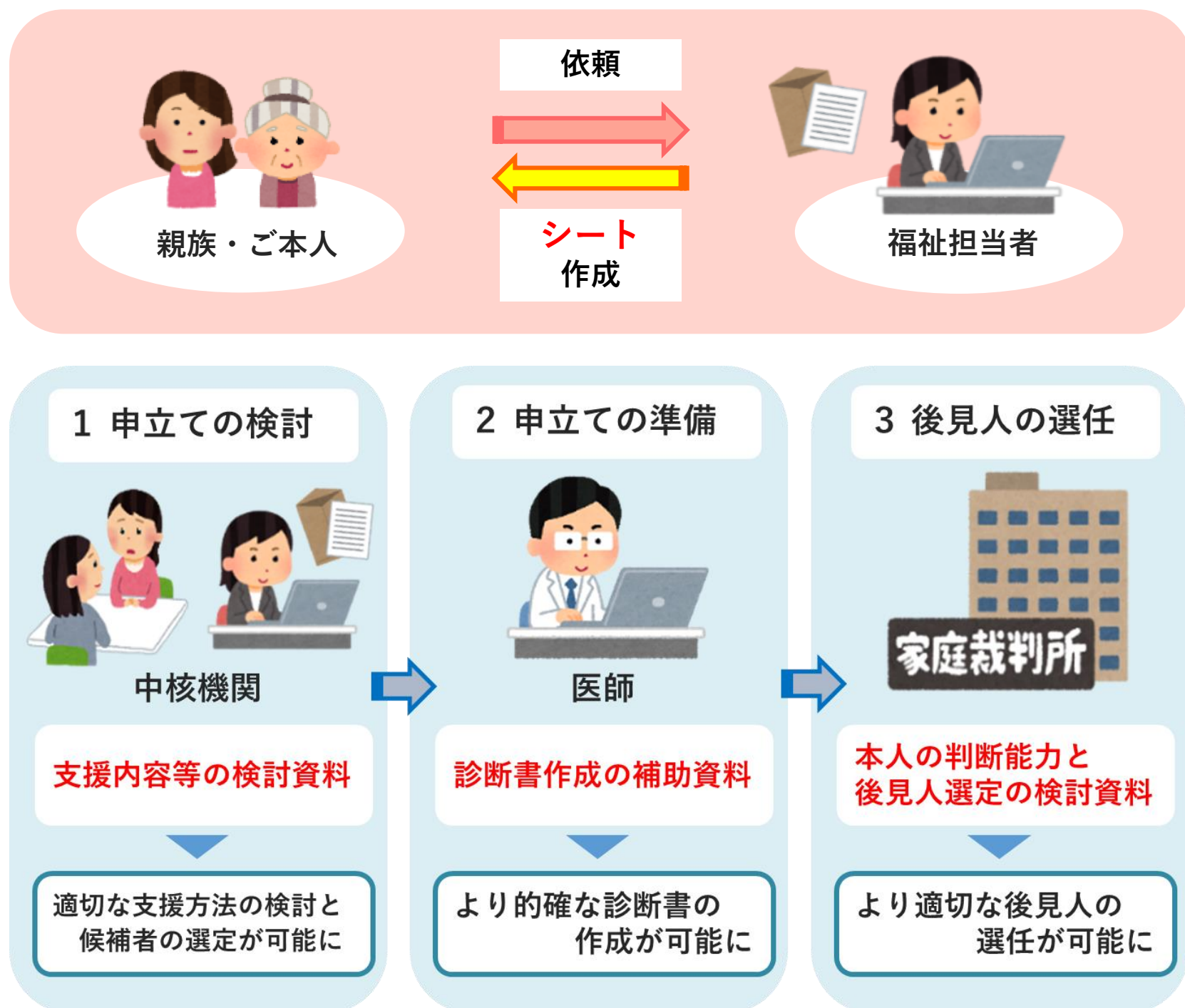
- ☐ 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- ☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- ☐ 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- ☐ 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

軽

重

5 本人情報シートの導入

ご本人の生活状況等を医師に的確に伝えるために、福祉担当者がご本人について日常生活においてできることや支援が必要なことなどを記載する「本人情報シート」の書式を作成しました。本人情報シートは、診断を行う際の補助資料とするほか、市区町村が設置する中核機関において成年後見制度の利用を検討する際の資料や、家庭裁判所において誰を成年後見人に選任するかを検討・判断する際の資料としても活用されます。



※ 平成31年4月より、新しい書式による運用を開始

この新たな運用によって

よりの確な判断能力の判定
より適切な後見人等の選任が可能に

ご本人の実情に合った
よりきめ細かな支援が実現



成年後見制度について詳しく知りたい方は、裁判所ウェブサイト内の「後見ポータルサイト」を御覧ください。

(<http://www.courts.go.jp/koukenp/>)

